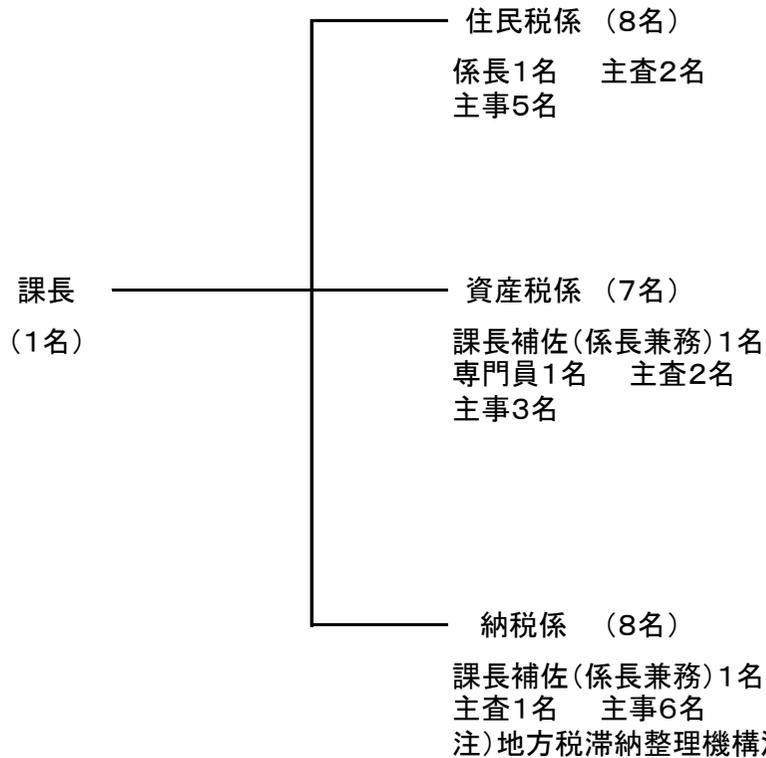


税務機構(平成30年4月1日現在)

(税務課)



『事務分掌』

- ① 個人市民税及び個人県民税に関すること。
 - ② 法人市民税に関すること。
 - ③ 市たばこ税に関すること。
 - ④ 入湯税に関すること。
 - ⑤ 住民税に係る証明に関すること。
 - ⑥ 課の庶務に関すること。
-
- ① 土地の評価に関すること。
 - ② 家屋及び償却資産の評価に関すること。
 - ③ 固定資産税及び都市計画税に関すること。
 - ④ 軽自動車税に関すること。
 - ⑤ 鉱産税に関すること。
 - ⑥ 特別土地保有税に関すること。
 - ⑦ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
 - ⑧ 資産税に係る証明に関すること。
-
- ① 市税の収納に関すること。
 - ② 個人県民税の収納に関すること。
 - ③ 市税及び個人県民税の滞納督促、整理、処分に関すること。
 - ④ 納税に係る証明に関すること。

固定資産評価員1名(副市長)